

●編集・発行
 田布施町役場 企画財政課
 〒742-1592
 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1
 ☎0820-52-5803
 FAX 0820-53-0140
 HP:http://www.town.tabuse.lg.jp
 E-mail:kikakuzaisei@town.tabuse.lg.jp

たぶせ

Tabuse Public Relations



知
お知らせ
ごみ出しは
8時30分までに

ゴミは必ず収集日当日の8時30分までに出すようにしましょう。
 ※収集が終わった後に出されたごみは回収されませんので、次回の収集日に出してください。



◇問合せ先
 ・町民福祉課 環境係
 ☎52・5810
 ・熊南総合事務組合
 ☎57・0530

知
お知らせ
スポーツセンター
スケジュール会議

平成26年度スポーツセンタースケジュール会議を、次のとおり開催しますので、利用される団体の責任者は必ず出席してください。

※昼間・夜間定期練習、各大会行事日程の調整を一度に行います。



◇日時 2月28日(金)
 午後7時から

◇場所・問合せ先
 スポーツセンター
 ☎52・3832

募
募集
下水道排水設備
指定工事店を募集

平成26年度における新規登録の申請を受け付けます。資格要件を確認の上、申請してください。

◇資格要件

・排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること
 (排水設備工事責任技術者：日本下水道協会山口県支部が実施する責任技術者認定試験に合格し、県支部に登録した人)

・工場の施工に必要な設備および器材を有していること

・山口県内に営業所があること

・市町税の滞納がないこと

・代表者または役員が、成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと等

◇申請方法

建設課下水道管理係備え付けの申請書類に記入押印の上、責任技術者証の写し等の必要書類を添付し、提出する

◇手数料

・新規登録申請 5000円

◇受付期間

2月3日(月)～28日(金)

◇申請・問合せ先

建設課 下水道管理係
 ☎52・5817

催
催し
田布施歌謡同好会
第11回親睦発表会



◇日時

2月16日(日)

午後1時から

◇場所

西田布施公民館

◇問合せ先

田布施歌謡同好会(時森)
 ☎52・1343

2月9日(日)は、家庭充実の日
 2月は「寒さに打ち克つ運動の日」

○家族の健康について話し合しましょう

○家族でお互いの目標について話し合しましょう

田布施町青少年健全育成町民会議
 (社会教育課内) ☎52・5813



山口県知事選挙

〔選挙管理委員会〕 電話 52-5802

告示日 2月6日(木)
投票日 2月23日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

(ただし、小行司投票所は午前7時～午後7時、馬島投票所は午前7時～午後4時)

投票区と投票所

投票区	投票所
城南	城南公民館
上田布施	公民館国木分館
竹尾	公民館竹尾分館
下田布施	西田布施公民館
駅前	J A南すおういきいきプラザ
田布施	※田布施第二保育園
東田布施	東田布施公民館
大波野	大波野中央会館
小行司	公民館小行司分館
麻郷	麻郷公民館
麻郷奥	麻郷福社会館
別府	麻里府公民館
馬島	馬島集会所

※田布施投票区は、通常は「田布施第一保育園」ですが、今回は、となりの「田布施第二保育園」となります。

『投票できる人』

田布施町の選挙人名簿に登録されている人

(平成6年2月24日以前に生まれた日本国民で、転入の場合平成25年11月5日までに転入届をし、引き続き平成26年2月5日まで田布施町の住民基本台帳に登録されている人)

※田布施町の選挙人名簿に登録されている人で、県内の他の市町に転出し、引き続きその市町に住所を有する人は、田布施町で投票することができます。その際、「引き続き山口県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」等が必要です。

『投票所』

入場券に記載してある投票所(上表)で投票してください。

『投票の方法』

山口県知事選挙は、候補者の氏名を書いてください。

『点字投票』

目の不自由な人は、点字に

よって投票ができますので、投票所で申し出てください。

『期日前投票』

■期 間 2月7日(金)～2月22日(土)

■投票時間

午前8時30分～午後8時

■投票場所

田布施町役場 1階会議室

投票日に次の理由で投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

- ①職務・業務や冠婚葬祭などの予定がある人
- ②レジャーなどの私用で、投票日に投票区域内にいない人
- ③病気や妊娠などの理由で歩けなくなると思われる人
- ④離島など、交通の不便な場所に住んでいる人やそこに滞在中の人
- ⑤引越などをして、他の市町に住んでいる人

◇期日前投票は、告示日の翌日(2月7日(金))から投票できます。町役場1階会議室で宣誓書に期日前投票を行う理由や住所・氏名・生年月日等を記載し、投票用紙の交付を受

け、投票箱へ直接投票します。※投票の際は、入場券をご持参ください。

『不在者投票』

◎病院や施設等に入院・入所している人は、その病院等での投票ができます。病院等によっては不在者投票を行わない所もありますので、入院等している病院等へお問い合わせください。

◎旅行や研修等により他市町村に滞在している場合、滞在地の選挙管理委員会での不在者投票ができます。その場合、田布施町選挙管理委員会へ投票用紙等の請求が必要となります。



『開票所および開票日時』

■開票所

田布施町役場 1階会議室

■開票日時

2月23日(日) 午後9時から

町県民税の申告が始まります

申告期限 3月17日(月)

問税務課 ☎52-5804



『申告が必要な人』

平成26年1月1日に田布施町内に住所を有する人は、町県民税の申告をしなければなりません。

ただし、次の人は申告の必要はありません。

- 所得税の申告をした人
 - 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
 - 前年中の所得が公的年金だけで、公的年金の支払者から町へ公的年金支払報告書が提出されており、他に控除の必要がない人
- これらに該当しない人は、平成25年1月1日～平成25年12月31日まで生じた所得（給与・農業・営業・漁業・その他）の多少にかかわらず、申告をしなければなりません。

『申告に必要なもの』

- 申告書が届いた人は、必ずその「申告書」
- 印鑑（認印可）および金融機関の口座番号のわかるもの
- 電卓・ボールペン
- 給与、年金などのある人は「源泉徴収票」
- 営業や不動産などの事業をしている人は「平成25年中の収入・支払いのわかる収支計算書や領収書など」
- 医療費控除は「支払った医療費の領収書・保険などで補填される金額の明細書」
- 生命保険料控除は「生命保険料や個人年金保険料及び介護医療保険料の支払証明書」
- 地震保険料控除は「支払保険料の証明書」
- 住宅借入金等特別控除は「登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金の借入金の年末残高証明書など」
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を支払っている人は「保険支払証明書」

●平成26年度町県民税申告相談日程

月 日	時間	申告対象自治会等	申告会場
2/24(月)	9:30～11:30	竹尾・大国木・真殿	西田布施 公民館
	13:30～15:30	中西・岸田団地・西田布施 矢蔵	
2/25(火)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団 地(北・南)・雇用促進 上ゲ・八和田・配原・由免	東田布施 公民館
	13:30～15:30	大波野中・大波野上	
2/26(水)	9:30～11:30	宿井・新宿井(1・2) 石の口・吉井・城南・瓜迫	城南公民館
	13:30～16:00	西山・葛岡・川西・大田	
2/27(木)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷福社会館
	13:30～16:00	新川・尾迫	
2/28(金)	14:00～15:00	馬島	馬島集会所
3/3(月)	13:30～15:30	郷東・市明	小行司分館
3/4(火)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪 浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷公民館
	13:30～16:00	旭・高塔・鳥越・八海	
3/5(水)	9:30～11:30	戎ヶ下・尾津(東・中・西) 見田団地	麻里府公民館
	13:30～15:30	中郷・上組	
3/6(木)	9:30～11:30	天神・新町・本町・砂田 定井手・瀬戸	中央公民館 2階会議室
	13:30～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
3/7(金)	9:30～11:30	波野市・祇園・寿・一本松 長合	中央公民館 2階会議室
	13:30～16:00	御蔵戸・平田・木地 きじが丘	

※役場の会場は、山口県知事選挙のため1階会議室から中央公民館2階会議室に変更しています。

□ 国民年金を支払っている人は「支払証明書または領収書」

『役場の申告会場を変更しています』

□ 障害のある人や勤労学生に該当する人は「証明する書類」

□ 65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人は、健康保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」

町県民税の申告は、左表の日程で受け付けますので、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。

なお、都合のつかない人は、2月17日(月)から3月17日(月)までに中央公民館2階会議室で申告をしてください。(土・日を除く)。

※税務課職員のお多くは申告会場に出向きますので、中央公民館2階会議室では最小限の職員での対応になります。できるときは、対象自治会の申告会場で申告をしてください。

※各申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、農業(白色申告)以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人は税務署で申告をしてください。